2016年 宅建試験合格対策

月刊不動産 誌上講座 YouTube 公開動画付き

宅建出題点精講

≪第4講≫

月刊不動產7月号

佐伯竜

游谷会

http://shibuyakai.com/

YouTube チャンネル「宅建渋谷会 佐伯竜」

https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIlQy6jGhcsypp3T-3w

まぐまぐメルマガ

佐伯竜&宅建渋谷会 連動企画!!「メルマガ読者だけ の YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

http://www.mag2.com/m/0001364172.html

宅建渋谷会 佐伯竜

複製・頒布を禁じます

全日本不動産協会 月刊不動産 7 月号 誌上講座 http://www.zennichi.or.jp/magazine/

【公開動画】

YouTube チャンネル 宅建渋谷会 佐伯竜 「処理型問題でしっかりと基礎点を稼ぐ」全日本不動産協 会 月刊不動産 7 月号 誌上講座【宅建出題点精講】第 4 講【#086】宅建士講座 2016

「処理型問題」平成 21 年度問 15一肢 3-4

国土利用計画法第23条の都道府県知事への届出(以下この問において「事後届出」という。)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 3 宅地建物取引業者Cが所有する市街化調整区域内の 6,000 ㎡の土地について、宅地建物取引業者Dが購入す る旨の予約をした場合、Dは当該予約をした日から起算し て2週間以内に事後届出を行わなければならない。
- 4 宅地建物取引業者Eが所有する都市計画区域外の 13,000 ㎡の土地について、4,000 ㎡を宅地建物取引業者 Fに、9,000 ㎡を宅地建物取引業者Gに売却する契約を 締結した場合、F及びGはそれぞれ、その契約を締結した 日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければな らない。

※1、2 は省略

正解3

≪まとめ≫ 処理型問題は基礎点となる 処理の手順を身に着けて、効率的に得点を稼ぐ

クーリング・オフの可否(宅建業法)、開発許可の要否(都市計画法)、事後届出の要否(国土利用計画法)、建築確認の要否(建築基準法)、宅地造成法の許可の要否など、例年5問前後出題されます。処理型問題対策は重要です。ここで2~3点差をつけることで、本試験で優位に立てます。

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材

通信教材 平成28年版 基本問題演習講座(全32回) http://shibuyakai.com/takken/dvd13.html

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】全分野セット全45回 http://shibuyakai.com/takken/dvd12.html

お問合せ先 宅建渋谷会事務局 <u>office@shibuyakai.com</u>